

令和2年度 診療報酬改定 情報
疾患別リハビリテーション料等 単位＝点

疾患別	脳血管疾患等	廃用症候群	運動器
算定日数	180日	120日	150日
施設基準Ⅰ	245(147)	180(108)	185(111)/ 85(51)
施設基準Ⅱ	200(120)/ 100(60)	146(88)/ 77(46)	170(102)/ 85(51)
施設基準Ⅲ	100(60)	77(46)	85(51)
リハビリテーション総合実施評価料Ⅰ＝ 300 Ⅱ＝ 240			

※ 太字 太枠 = 技能認定登録者が算定可

※ ()内 = 入院中の要介護被保険者等の算定日数超え 13単位/月

※ 技能認定登録者の算定根拠(通知の抜粋)

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士以外に、運動療法機能訓練技能講習会を受講するとともに、定期的に適切な研修を修了しているあん摩マッサージ指圧師等が訓練を行った場合については、当該療法を実施するに当たり、医師又は理学療法士が事前に指示を行い、かつ事後に当該療法に係る報告を受ける場合であって、(中略) リハビリテーション料Ⅲの所定点数を算定できる。

※ リハビリテーション実施計画書の見直し

- ・疾患別リハビリテーションを行うに当たりリハビリテーション実施計画書を作成すること。
- ・リハビリテーション実施計画書の記載事項のうち、ADL項目としてBI又はFIMのいずれかを用いる。
- ・リハビリテーション実施計画書を作成し、診療録へ添付する。
- ・リハビリテーション実施計画書は、各療法の算定開始後、原則として7日以内、遅くとも14日以内に行うこととした上で、当該計画書の作成前に行われる疾患別リハビリテーションについては、医師の具体的な指示の下で行われる場合に限り、疾患別リハビリテーション料が算定できる。

※ 外来リハビリテーション料の見直し

外来リハビリテーションを実施している患者に対して、医師の診察をより実施しやすくするため、医師へのリハビリスタックからの報告は、カンファレンスの実施により代えることを可能にする。

※ 脳血管疾患等リハビリテーション料の見直し

脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱの施設基準に、言語聴覚療法のみを実施する場合の規程を設ける。

消炎鎮痛処置(1日に就き)

- 1、マッサージ等の手技による療法 **35**
- 2、器具等による療法 **35**
- 3、湿布処置 **35**

注意 = 令和2年度 診療報酬改定は、3月5日に厚生労働省より公表されましたので、告示、通知、施設基準の詳細につきましては、同省のホームページ等をご参照ください。

また、協会本部においても、技能認定登録者及び消炎鎮痛処置等に関する問い合わせに応じておりますので、お気軽に下記までお尋ねください。

保険局 青柳 090-2492-3317